

## デイサービス 宅老所ろまん 運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 宅老所ろまんが開設する通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の従業員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者の有する能力に応じ自立した意欲をもって生きがいのある快適で豊かな日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- 2 常に利用者の立場にたって、一人一人の個性を大切に、明るく楽しい家庭的なサービスの提供に努める。
  - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称および所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定非営利活動法人 宅老所ろまん
- (2) 所在地 兵庫県多可郡多可町中区安楽田 980-43

### (従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理および職務内容を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。また、管理者は、利用者の心身の状況に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明します。
- (2) 生活相談員 2名  
生活相談員利用者の生活相談・援助等及びレクリエーションの指導を行う
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 介護職員 15名
- (5) 事務職員 1名以上  
事務職員は、必要な事務を行う。

(6) 調理員 4名

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月4日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後4時15分までとする。

ただし、利用者の希望により延長する場合がある。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、40人とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 排泄
- (5) 健康チェック
- (6) 機能訓練及び日常動作訓練
- (7) 生活指導及び援助
- (8) 送迎
- (9) レクリエーション

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、多可郡・西脇市の区域とする。

ただし、地域以外の方でご希望の方は相談に応じることがある。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業員は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第12条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める

(非常災害対策)

第10条 従業員は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害(火災、風水害、地震等)に備えて、定期的に消防用、救出用の設備等の点検及び、災害に対応する計画を作成し、年2回以上、避難・救出その他必要な訓練を行う。

(研修に関する事項)

第11条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 採用時研修  | 採用後2ヶ月以内         |
| (2) 継続研修   | 年1回以上            |
| (3) その他の研修 | 管理者が必要と認めるとき随時行う |

(秘密保持)

第12条 事業所及び従業員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

- 2 事業所は、利用者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者個人情報を用いてはならない。

(賠償責任)

第 13 条 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。(兵庫福祉保険サービスの保険に加入)

(記録の整備)

第 14 条 事業所は次の諸記録を整備する。

- (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- (2) 居宅サービスの提供に関する諸記録(その完結の日から5年間保存する)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15 条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- ① 虐待防止に対する担当者を置く。
- ② 虐待防止のための対策を検討する会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ③ 虐待防止のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実地する。
- ⑤ サービス提供中に当従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営に関する事項)

第 16 条 事業所は、その社会的使命を充分認識し、信義誠実をもって履行し、業務体制の整備・確立を図るものとする。

2 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人 宅老所ろまんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。